

宮崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「宮崎市総合事業実施要綱」という。）に規定する介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、宮崎市総合事業実施要綱の例による。

(事業の目的)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、その対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、多様なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から、必要な支援を行うことを目的とする。

(利用手続き)

第4条 居宅要支援被保険者等が介護予防ケアマネジメントを利用しようとする場合は、介護保険関係申請で規定する様式（別紙参考）に介護保険被保険者証等を添付して、市長に届け出るものとする。（届け出た者を以下「利用者」という。）

2 居宅要支援被保険者が、省令95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合には、前項の規定による届出があったものとみなす。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該居宅要支援被保険者等に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

4 市長は、第1項の規定により、事業対象者からの届出があった場合は、受給者台帳に登録し、介護保険被保険者証を発行する。

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第5条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げる類型により実施する。

(1) ケアマネジメントA（介護予防支援に相当するケアマネジメント）

指定事業者により実施する第1号事業及び宮崎市訪問型家事援助サービス、宮崎市通所型短期集中サービスを利用する場合に実施する。

(実施内容)

第6条 実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込みの受付
- (2) 利用者との契約締結
- (3) 契約書の確認
- (4) アセスメント
- (5) 介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。）原案の作成
- (6) サービス担当者会議の開催
- (7) 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- (8) 介護予防サービス・支援計画書の交付
- (9) サービスの提供の確認
- (10) モニタリング
- (11) 評価
- (12) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認
- (13) 給付管理業務
- (14) 介護予防ケアマネジメント費請求及び宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への給付管理票送付
- (15) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

(重要事項等の説明及び同意)

第7条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を文書により得るものとする。

2 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス・支援計画書が第3条に規定する目的及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 地域包括支援センターは、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 地域包括支援センターは、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが通常時に介護予防ケアマネジメントを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供す

ることが困難であると認めた場合は、他の地域包括支援センターの紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等（要支援認定又は事業対象者の特定をいう。以下同じ。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(利用者に対する介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付)

第11条 地域包括支援センターは、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の支払)

第12条 市長は、介護予防ケアマネジメントに要した費用に係る審査及び支払いに関する事務を、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに要した費用の支払について（平成29年1月17日厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、国保連に委託して行う。

2 介護予防ケアマネジメント費は別に定める。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第13条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント費について、国保連へ請求する。

(給付管理票の提出)

第14条 地域包括支援センターは、毎月、国保連に対し、介護予防サービス・支援計画書において位置づけられている第1号事業等のうち法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した給付管理票を提出するものとする。

(会計の区分)

第15条 地域包括支援センターの設置者は、地域包括支援センターごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメントの事業の会計とその他の事業の会計とを区分するものとする。

(実施の一部委託)

第16条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの実施（第6条第1項に規定する実施内容のうち第2号、第3号、第7号、第12号及び第14号を除く。）を、指

定居宅介護支援事業所に委託することができる。

- 2 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者への委託の際に、公正・中立性に留意するものとする。
- 3 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者への委託については、随時、市へ届け出るものとする。
- 4 前項の規定による届出は宮崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第14条にかかる届出を提出することにより行う。

(記録の整備)

第17条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関して、次に掲げる記録を整備するものとし、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳

- ア 介護予防サービス・支援計画書
- イ アセスメントの結果の記録
- ウ サービス担当者会議等の記録
- エ 評価の結果の記録
- オ モニタリングの結果の記録

(2) 第1号事業者等との連絡調整に関する記録

(3) 介護予防ケアマネジメント費の請求に関して提出したものの写し

(4) 市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(衛生管理等)

第18条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに従事する者(以下「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理のための対策を講じるものとする。

(秘密保持)

第19条 地域包括支援センターの従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域包括支援センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(総合事業実施事業者等からの利益収受の禁止等)

第20条 地域包括支援センター及び地域包括支援センターの管理責任者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、当該地域包括支援センターの従事者に対して特

定の総合事業実施事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 地域包括支援センターの従事者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の総合事業実施事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 地域包括支援センター及びその従事者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の総合事業実施事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該総合事業実施事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(報告・調査等)

第21条 市長は、必要と認めるときは、地域包括支援センターに対して事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、実地に調査若しくは必要とする指示を行うことができる。

(利用者に関する市長への通知)

第22条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、心身の状況を悪化させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業を利用し、又は利用しようとしたとき

(提供の中止)

第23条 市長は、利用者が居宅要支援被保険者等の要件を欠くに至ったとき、その他利用が的確でないとは判断されるときは、介護予防ケアマネジメントの提供を中止することができる。

(返還)

第24条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの支払いを受けたときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(苦情処理)

第25条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定第1号事業等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 地域包括支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 地域包括支援センターは、提供した介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 地域包括支援センターは、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第26条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 地域包括支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
 - 3 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(委任)

- 第27条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 第2条 この要綱の施行のために必要な行為は前条施行日前においても行うことができる。